

特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札実施要領

(平成 21 年 7 月 1 日 21 建政技第 159 号)

(最終改正 令和 2 年 9 月 16 日 2 契検第 61 号)

(趣旨)

第 1 この要領は、県発注工事のうち、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成 7 年 11 月 1 日政令第 372 号、以下「特例政令」という。)の適用を受ける一定金額以上の工事の発注について、現行の法令等の定めのあるもののほか、一般競争入札の実施について必要な事項を定めるものである。

(対象工事)

第 2 この要領において対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、県発注工事のうち、予定価格(消費税を含む。)が「特例政令」の適用基準額(1,500 万 SDR)(以下 WTO 適用基準額という)以上の工事とする。

(受注希望型競争入札実施要領の準用)

第 3 対象工事の入札事務・審査手続きは、「建設工事に係る受注希望型競争入札実施要領」(平成 16 年 12 月 20 日付け 16 監技第 197 号。以下「受注希望型要領」という。)第 1、第 2 第 1 項及び第 4 項、第 9 第 1 項及び第 2 項、第 12、第 15、第 16 第 6 項、第 19、第 23、第 24、第 27 を除く条項を準用するものとし、この場合において「受注希望型競争入札」とあるのは「一般競争入札」と読み替えるものとする。

(事前協議)

第 4 発注機関の長は、本要領により入札を実施しようとする時は、事前にその発注方式を主務部局長(以下「部局長」という。)に、「技術提案付き受注希望型競争入札試行要領」(平成 16 年 3 月 19 日付け 15 監技第 327 号、以下「VE 試行要領」という。)第 3 第 1 項に準じ協議するものとする。

2 部局長は、前項の協議について、「VE 試行要領」第 3 第 2 項に準じ、発注機関の長に回答するものとする。

(入札の公告)

第 5 発注機関の長は、対象工事を本競争入札に付するときは、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 6 及び財務規則(昭和 42 年長野県規則第 2 号)第 122 条の規定により、次に掲げる方法により公告するものとする。

なお、工事名、開札日時、入札参加資格書類提出期限、入札書提出期限、入札心得を入手するための照会窓口を英語により別に記載するものとする。

(1) 県報、掲示、長野県公式ホームページ(長野県電子入札システム(以下「システム」という。))を含む。以下同じ。)への掲載。なお、掲示場所は、当該工事を発注する事務所又は当該工事箇所を所管する地域振興局並びに県庁とする。

(2) 発注機関の事務所での閲覧

2 公告の期間(公告日から入札書提出期限までをいう。以下同じ)は、原則として 41 日(長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第 5 号)第 1 条に規定する県の休

日（以下「休日」という。）を含む。）以上とする。

（入札書等の提出方法）

第5の2 入札書及び工事費内訳書（以下「入札書等」という。）は、郵送による入札（以下「郵送入札」という。）により提出しなければならない。

（入札参加資格要件審査書類の提出）

第6 発注機関の長は、一般競争に参加することを希望する者の参加資格を確認するため、参加希望者全てから、入札書とともに、入札公告に示す入札参加資格要件審査書類の提出を求めるものとする。

なお、参加希望者が特定建設工事共同企業体の場合にあつては、上記書類のほか「共同請負実施要領」（昭和39年2月18日付け39監第108号）第8の規定による共同企業体協定書及び構成員全員の経営事項審査結果通知書の写の添付を求めるものとする。

- 2 入札参加資格要件審査書類は、入札公告に示す方法で提出するものとする。
- 3 参加希望者が以下に該当するときは、当該参加希望者のした入札は、無効とする。
 - (1) 第1項の規定による入札参加資格要件審査書類を提出しないとき。
 - (2) 参加希望者が入札参加資格要件審査のために発注機関の長が行う指示に応じないとき。
- 4 発注機関の長が必要と認めた場合は、提出書類に関するヒアリングを実施することができるものとする。

（入札参加資格要件の審査）

第7 発注機関の長は、入札参加資格要件に基づき、参加希望者が当該要件を満たしていることの審査を行う。審査は開札の前に実施し、審査の結果、参加希望者が当該要件を満たしていない場合は、当該参加希望者のした入札は、無効とする。

- 2 発注機関の長は、参加資格要件の審査の結果、参加資格がないと認めた者に対しては、「入札参加資格要件不適合通知書」（「受注希望型要領」様式7）によりその理由を付して通知するものとする。
- 3 前項の入札参加資格要件不適合通知書は、一般書留又は簡易書留の方法により郵送するものとする。
- 4 入札参加資格要件の審査は、「入札参加資格要件審査結果調書」（「受注希望型要領」様式10）により取りまとめ、入札参加資格要件審査書類とともに保存するものとする。

（入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明）

第8 入札参加資格要件不適合通知書を受理した者又は受注希望型要領第26第2項による「落札候補者取消し通知書」（「受注希望型要領」様式12）を受理した者で、当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、本通知を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、発注機関の長に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。

- 2 当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、「苦情申立て書」（「受注希望型要領」様式13）を持参又は郵送することにより行うものとする。
- 3 発注機関の長は、第1項の説明を求められたときは、苦情申立て書を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、「苦情申立てに係る回答書」（「受注希

望型要領」様式14)により回答するとともに、速やかに苦情申立て書及び苦情申立てに係る回答書の写しを主務部長に送付するものとする。

- 4 前項の苦情申立てに係る回答書は、一般書留又は簡易書留の方法により郵送するものとする。
- 5 当該苦情申立ては、落札候補者決定のための入札事務の執行を妨げないものとする。

(開札及び落札候補者の決定)

第9 発注機関の長は、受注希望型要領第16第5項による郵送入札書の開札の終了に際して、「受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領」(平成15年4月14日付け15監技第7号)(以下「低入札調査試行要領」という。)第4及び本要領第9の2に基づく調査実施の有無について後日公表する旨を宣言する。

なお、低入札調査試行要領のうち、第5(建設工事の失格基準価格の設定)、第10(失格基準価格の通知)については、適用除外とする。

- 2 予定価格の制限の範囲内の入札者のうち最低価格入札者を落札候補者とする。
- 3 発注機関の長は、前項において、落札候補となるべき同価(「同点」を含む。)の入札をした者が2人以上ある時は、くじ引きにより落札候補者を選定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者が3人以上の場合で、くじ引きにより落札候補者となった者の入札書が無効(失格)となったときは、無効(失格)となった者を除いた者により、再度のくじ引きを行い、落札候補者を選定することとし、以降、再度のくじ引きにより落札候補者となった者の入札書が無効(失格)となったときも同様とする。
- 4 前項のくじ引きは、別途指定する日時及び場所において行う。
- 5 第2項又は第3項による落札候補者の入札書が落札決定までの間に無効(失格)となった場合には、当該落札候補者の入札額の次に低い価格の入札者(総合評価点の最も高い者)が落札候補者に繰り上がるものとし、以降、繰り上がった落札候補者が落札決定までの間に無効失格となったときも同様とするものとする。

(特別重点調査の実施)

第9の2 入札価格が低入札調査試行要領第3及び第4第1項で定めた低入札価格調査基準価格以下の場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は低入札調査試行要領第11~~4~~に規定する低入札価格調査に加え「特別重点調査」を実施する。この場合、落札候補者は別に示す「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について」(平成23年7月1日付け23建政技第128号)に基づき、書類及び根拠資料等を提出するものとする。

- (1) 入札価格が予定価格(消費税を除く。)に10分の8.5を乗じて得た金額(千円の位を四捨五入。)に満たないもの。
- (2) 入札価格の積算内訳のうち直接工事費の額が、予定価格(消費税を除く。)算定の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た金額(小数第1位を四捨五入。)に満たないもの。
- (3) 入札価格の積算内訳のうち共通仮設費の額が、予定価格(消費税を除く。)算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た金額(小数第1位を四捨五入。)に満たないもの。
- (4) 入札価格の積算内訳のうち現場管理費の額が、予定価格(消費税を除く。)算定の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た金額(小数第1位を四捨五入。)

に満たないもの。

(5) 入札価格の積算内訳のうち一般管理費の額が、予定価格（消費税を除く。）算定の基礎となった一般管理費の額に10分の3を乗じて得た金額（小数第1位を四捨五入。）に満たないもの。

- 2 前項に係る書類の提出期限は、「低入札価格調査の実施通知書」（「低入札調査試行要領」様式1）により特別重点調査の実施を通知した日の翌日から起算して7日以内とし、期日までに提出されない場合又は書類に不備があると認められた場合は低入札調査試行要領第16に規定する「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」とみなし措置するものとする。
- 3 前項における書類の不備とは、提出すべき様式及び根拠資料の一部又は全部が提出されていなかった場合、または書類の内容が合理的かつ現実的であると確認できなかった場合とする。
- 4 特別重点調査に該当する落札候補者が辞退を申し出る場合は、会計局長が行う調査終了時までには落札候補者辞退届（様式1）を発注機関に提出するものとする。
- 5 発注機関の長は、前項により落札候補者の辞退があったときは、落札候補者の辞退を承認し、速やかに落札候補者に通知（様式2）するものとする。なお、落札候補者の辞退を認めた場合、入札参加停止等の措置は行わない。
- 6 特別重点調査の対象となる調査基準価格以下の複数の者について、並行して当該調査を行うことが出来るものとする。なお、並行して調査を行おうとするときは、その旨及びこれに協力しなければならない旨をあらかじめ入札説明書において明らかにするものとする。

（総合評価落札方式実施要領の適用）

第10 地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、対象工事について価格及びその他の条件をもって落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）を適用する場合は、「総合評価落札方式実施要領」（平成20年3月4日付け19土政技第264号、以下「総合評価要領」という。）の第2、第9を除く条項を準用するものとする。

なお、「総合評価落札方式」を適用する場合は、総合評価要領第3第3項第1号の技術提案型（以下「技術提案型」という）を基本とする。

（総合評価落札方式における価格以外の評価点等の評価及び決定）

第11 技術提案型による場合の技術提案等の評価及び決定は「総合評価落札方式（技術提案型）試行要領」（令和2年3月24日元建政技第450号、以下「技術提案型試行要領」という。）を準用するものとする。

（総合評価落札方式における技術提案等の書類）

第12 技術提案型を実施する際は、入札公告に指定された事項で、技術提案を具体的に記載した、入札公告に掲げる書類を提出するものとする。

（総合評価落札方式における技術提案の帰属、技術提案に係る契約変更）

第13 技術提案型を実施する際の技術提案の帰属、技術提案に係る契約変更は、「技術提案型試行要領」第9、第10の条項を準用するものとする。

(建設工事共同企業体の場合の運用)

第 14 建設工事共同企業体を結成し、入札に参加する場合は、「長野県建設工事共同企業体運用基準」(昭和 63 年 3 月 10 日付け 62 監第 655 号)によるものとする。

(情報の取扱い)

第 15 情報の公開については、「建設工事入札契約情報公表要領」(平成 14 年 3 月 8 日付け 13 監第 428 号)、「技術提案付き受注希望型競争入札試行に係る情報の取扱いについて」(平成 16 年 10 月 29 日付け 16 監技第 170 号)によるものとする。

(政府調達に関する苦情の処理手続)

第 16 特例政令第 1 条に規定する 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束に関する苦情については、「長野県等が行う政府調達に関する苦情の処理手続」(平成 28 年 3 月 31 日付け公告)の定めによるものとする。

(その他)

第 17 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、消費税法附則第 2 条及び同法附則第 5 条第 3 項の規定により改正後の税率が適用される、平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの契約を締結し、平成 26 年 4 月 1 日以降に工事工作物の引渡しが行われる案件については、上記適用日にかかわらず平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日に施行し、施行日に入札公告する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 12 日に施行し、施行日に入札公告する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 6 日に施行し、施行日に入札公告する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

ただし、消費税法附則第 2 条及び同法附則第 5 条第 3 項及び第 16 条第 1 項の規定により改正後の税率が適用される、平成 31 年 4 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までの間に契約を締結し、平成 31 年 10 月 1 日以降に工事工作物の引渡しが行われる案件については、上記適用日にかかわらず平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年 8 月 1 日に施行し、施行日に入札公告する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日に施行し、施行日に入札公告する工事から適用する。

(様式1)

落札候補者辞退届

令和 年 月 日

(発注機関の長) 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

当社が落札候補者となった下記工事について、落札候補者を辞退したいので、届出します。

記

1 工事名等

(1) 工事名

(2) 工事箇所名

2 落札候補者通知日 令和 年 月 日

(様式2)

〇〇第〇〇号
令和 年 (年) 月 日

落札候補者様

発注機関の長

落札候補者の辞退について (通知)

令和 年 月 日付けで届出がありました落札候補者の辞退について、承認
します。

記

1 工事名等

(1) 工事名

(2) 工事箇所名

〇 〇 〇 〇 課
〇 〇 〇 () 〇 〇 〇 ()
TEL 〇 〇 〇 — 〇 〇 〇 〇